

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊仙町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和7年6月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁徳之島事務所において縦覧に供する。

令和7年6月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ伊仙町店

大島郡伊仙町大字伊仙字古志與仁1847番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和6年12月27日

3 意見の概要

(1) 学路における児童生徒の安全確保

店舗周辺については、児童生徒の通学路となっており、県道又は町道から店舗駐車場に車両が出入りする際に、事故が発生しないよう、通学路であることや「子どもの飛び出し注意」などの標識や看板などを設置し、利用者向けに注意喚起を行う対策を講じていただきたい。

(2) 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮

事業活動に伴って排出する廃棄物の削減及び廃棄物・食品ロスの抑制に努めてください。
事業ごみは、事業所が責任を持って適正に処理しなければならないこととなっていますので、事業所が責任を持って適正な処理（収集委託等）をしてください。

(3) その他

大規模小売店舗の所在地は都市計画区域外です。

屋外広告物については、鹿児島県屋外広告物条例及び同施行規則を厳守してください。

大規模小売店舗の所在地は屋外広告物第2種制限地域です。屋外広告物を設置する場合で基準を超えるものについては許可が必要になります。

対象地は現在のところ周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。しかし埋蔵文化財の性格上、工事中に発見される可能性があります。可能であれば工事着工前にあらかじめ試掘調査を実施し、埋蔵文化財の有無を確認させていただきたいと考えております。やむをえず工事中に発見した場合は、現状を変更することなく速やかに伊仙町歴史民俗資料館にご連絡ください。